

平成21年9月15日  
独立行政法人国民生活センター

## 未公開株のトラブルが再び増加

### －「劇場型」「被害回復型」など新たな手口が次々登場－

「上場間近と勧誘され購入したが、いまだに上場しない」などの未公開株のトラブルは、2007年度にいったん減少した後、再び増加傾向にあり、2009年度はすでに1,270件の相談が全国の消費生活センターに寄せられている。

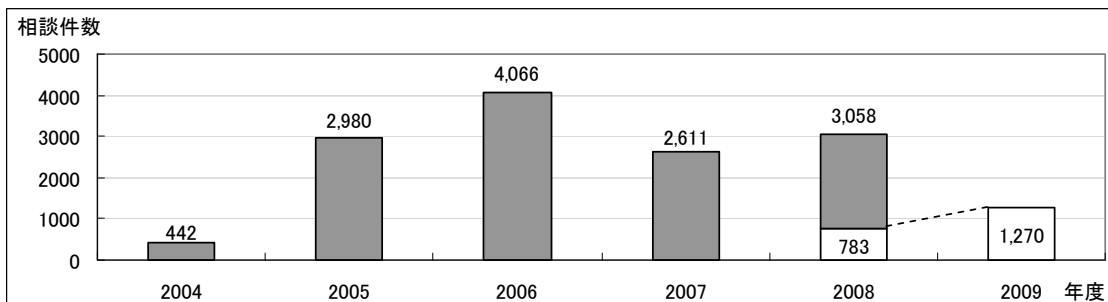
未公開株取引による消費者被害は広く報道等されているものの、最近でも「未公開株を契約した」という消費者は多い。この背景には、複数の者が登場し消費者の投資欲をあおったり、過去の被害を回復したいという消費者の心理に付け入るなど、業者の勧誘手口が巧妙化していることが挙げられる。

そこで、最近の勧誘手口を紹介するとともに、「未公開株の勧誘はきっぱり断る」よう消費者に注意を呼びかける。

#### 1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）にみる相談の概要

\*データは2009年8月末日までの登録分。

##### (1) 未公開株に関する相談件数の推移



##### (2) 未公開株に関する相談（2009年度1,270件）の傾向

- ・契約者の年齢をみると60歳代が331件（27.5%）、70歳代が425件（35.4%）、80歳以上が177件（14.7%）と高齢者の被害が多い。
- ・勧誘方法としては、電話勧誘販売が680件（63.2%）ともっとも多く、次いで訪問販売が165件（15.3%）、ダイレクト・メール等をきっかけとする通信販売が110件（10.2%）である。
- ・過去に未公開株を購入したことのある消費者に勧誘するケース（二次被害）も多い（253件、19.9%）。
- ・取引される未公開株をみると、「バイオテクノロジー」「エコロジー」「エネルギー」などを連想させる名称が目立つ。また、他社が発行する未公開株を販売業者が勧誘するケースのほか、最近では、自社が発行する未公開株を当該業者が勧誘するケースが多く見られる。

\*不明、無記入などを除いて構成比（%）を計算している。

## 2. 主な相談事例

未公開株のトラブルでは「上場間近」「上場すれば必ず儲かる」や「上場しなければ高値で買い取る」というセールストークが目立つが、最近では勧誘手口がより巧妙になっている。主な手口は以下のとおり。

### 【事例1】複数の業者が登場する「劇場型」

A社から電話があり、「C社の株を持っていないか。持っていれば高値で買い取る」と言われたが、持っていなかったので断った。その後、B社から「C社の未公開株を1株150万円を買わないか」と電話があった。そこでA社に相談したところ「ぜひ買ってくれ。400万円で買い取る」と言われたので、B社に電話し、値切って140万円で購入した。買い取りをしてもらおうとA社に電話しているが、連絡が取れない。後になって、A社とB社のFAX番号が同じだと気付いた。

(契約年月：2009年6月、60歳代・男性・北海道)

業者が従来どおりに「上場間近」などと未公開株を勧めても消費者は断るが、別の業者から「当該未公開株は値上り確実なので、持っていれば高値で買い取る」などと言われると、未公開株を転売目的で購入してしまう。しかし、転売しようとしても「もう買い取りはしていない」と断られたり、連絡が取れないといったケースがほとんどである。また、事例のように複数業者が同一業者だったり、共謀して消費者をだまそうとしている可能性が極めて高い。

### 【事例2】消費者を安心させる「公的機関装い型」

D社から自社の未公開株の勧誘電話があった。資料が届いても信用していなかったが、後日、金融庁を名乗る女性から「未公開株による詐欺を調査中。被害に気をつけるように」と電話があった。そのとき「上場予定の企業の情報」としてD社の名前を告げられたためすっかり信用してしまい、D社に300万円を支払ってしまった。今になってだまされたように思う。

(契約年月：2009年6月、70歳代・女性・千葉県)

この手口では、勧誘業者とは別の業者が金融庁や証券取引等監視委員会、消費生活センターなどの公的機関を装い、「未公開株の被害を調査している」「未公開株の被害者にアドバイスを行っている」などと電話をかける。そして、消費者が勧誘されている未公開株や保有している未公開株について相談すると「その業者は大丈夫」などと言って、消費者を安心させている。

この場合も【事例1】のように、勧誘業者と公的機関を名乗る業者とが共謀して消費者をだまそうとしている可能性が極めて高い。

### 【事例3】謝礼や高値買い取りを約束する「代理購入型」

E社の営業員から自宅に電話があり「F社の未公開株を買いたい人がいるのだが、事情があつて買うことができない。代わりに買ってくれば、購入代金とは別にお礼として50万円支払う」と言われ、F社から未公開株を38万円で購入した。株券が届いたら現金88万円と交換する約束だったので、E社に電話をしたところ「金融庁から指示があり、行けなくなった。また連絡する」と言われたときり、連絡が取れなくなった。

(契約年月：2009年5月、70歳代・男性・愛知県)

業者が「一人が購入できる株数が決まっているが、それ以上買いたい人がいる」などと説明し、「代わりに購入してくれれば、お礼を支払う（高値で買い取る）」と消費者に持ちかけるが、買い取りが実行されなかったり、業者と連絡が取れなくなる。

#### 【事例4】被害回復をうたって未公開株を購入させる「被害回復型」

3年前に未公開株を810万円購入したことがある。最近、投資会社を名乗るG社から電話があり、「過去の被害を全額回復してあげる。ただし、条件としてH社の未公開株を80万円で購入してもらおう」と言われた。明日駅前で会う約束をしており、810万円が取り戻せるなら80万円くらいの負担は止むを得ないとも思っている。

(契約年月：2009年7月、70歳代・女性・福島県)

未公開株を購入したことがある消費者に「あなたが過去に購入した未公開株を買い取って、被害を回復してあげる」などと電話をかけるケースが多い。しかし、そのためには消費者が事前に別の未公開株を購入したり、手数料を支払ったりすることが条件である。

被害を少しでも回復しようと消費者が購入代金や手数料を支払っても、買い取りは実行されず、最後は業者と連絡が取れなくなるため、被害は回復どころか拡大してしまう。

### 3. 消費者へのアドバイス

#### (1) きっぱりと断ること

「必ず上場するので儲かる」「被害回復できる」などの説明を信じて、業者にいったんお金を払ってしまうと、販売業者と連絡がとれない、説明どおりに上場しないばかりか発行業者が倒産して未公開株券が紙クズになってしまう、などの被害は非常に多い。

「あなただけが儲かる」ようないい話はないので、きっぱり断ること。また、「〇名限定」などと業者に急かされても、あせってお金を支払わないこと。

#### (2) これまで未公開株を購入したことのある人は特に注意すること

過去に未公開株を購入したことのある消費者をねらって、複数業者が執ように勧誘したり、「被害回復」をうたって消費者をだますケースがある。

過去の契約情報をもとに勧誘する業者の話は信じないこと。

#### (3) トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談すること

高齢者のトラブルをみると、二次被害が目立つ。また、「絶対に儲かる」「損が取り戻せる」などの業者の説明を信じ、被害にあったことすら認識していない高齢者も多いため、家族など周囲の人が日頃から気をつけること。

断り切れずに契約してしまったり、あやしいと思ったら、すぐに家族や消費生活センターに相談すること。

#### <参考>

- ・「未公開株をめぐる苦情相談が急増」（2006年4月6日公表）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20060406\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20060406_2.html)

- ・「大学生の間に広がる未公開株のトラブルー新生もご用心ー」（2007年5月9日公表）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070509\\_3.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070509_3.html)

<title>未公開株のトラブルが再び増加 ― 「劇場型」「被害回復型」など新たな手口が次々登場 ― </title>